

(2) 既存不適格の事項

毎年実施されている建築物定期検査の際に、エレベータの遮煙機構の追加や昇降路の防火区画の形成、また階段への手摺の設置に関して、既存不適格であることが指摘されている。

また、大ホールの特定期間耐震補強に関しては、令和2年度に構造材と吊天井の支持材等とを緊結する脱落防止対策が採られているが、天井のボード材自体は支持がなされていない状況である。大ホールを継続利用する場合には、評定機関等による調査を行い、必要であれば補強工事を実施のうえ、任意評定を取得することが望ましい。

建築物定期点検記録における既存不適格事項

項目	指摘箇所	備考
排煙設備	図書館棟職員側各階のエレベーター乗場戸に遮煙機構無し・昇降路区画不成立	
	図書館棟利用者側各階のエレベーター乗場戸に遮煙機構無し・昇降路区画不成立	
	ホール棟各階のエレベーター乗場戸に遮煙機構無し・区画不成立	
手摺設置	図書館棟1階から地下の階段手摺未設置	
	ホール棟上手側・下手側階段手摺未設置	一部手摺設置済
特定天井	特定天井の脱落対策（大ホール客席天井）	R2 年ワイヤーにより対策済